

団体・活動紹介

私にも「踊れるかな。難しいかな」と言っていた人も、今では何曲も楽しんで踊りこなしています。継続は力なりですね。



▲フラダンスの練習の様子

オルオルフラスタジオはフラダンスの教室です。「オルオル」とはさわやかな・快活に・楽しませるなどの意味があります。「アロハ！」は、こんにちはだけでなく、愛する気持ちや感謝・尊敬の気持ちを表現する言葉です。

フラは体幹（コア）を鍛えます。適度に腰と膝に負荷を与え、無理なく運動できます。フラミュージックは癒し効果があり、心地よく高揚感があります。日本の曲でも踊り、皆さん言葉がわかり表現しやすいと言っています。

オルオルフラスタジオ
瀬川きよ美

ボランテティア活動で老人ホームを訪問しますが、一緒に手を動かし踊ったり、歌を口ずさんだりしてくれます。「楽しかったよ」と嬉しい言葉もいただきます。これからも色々な所に出向き、フラダンスを楽しみ、生き甲斐として笑顔と共にフラの楽しさをお伝えできると良いと思っています。体と頭を使い笑顔で踊っていきます。

1 度見学にお越しください。癒しの音楽でお待ちしています。

問合せ先／瀬川きよ美 (977-8548)

文芸散歩

「風祭り」

今井 久子

「二百十日」が近づいた夏の終盤、神社境内で子ども相撲大会が開かれる。台風による災害を防ぎ豊作を祈る風祭り。神様へ祈願する奉納相撲だ。地域の子どもたちが少なくなり、女の子の参加も多くなった。まわしをしめ格好をつけて、なかなかの熱戦を繰り広げる。「しんちゃん、大きくなったね。強いねー」「女の子が結構やるじゃない、頼もしいこと」家族や近所の人たちの声援がにぎやかに飛び交う。

祭典当番町は土俵を準備し、取り組みの組み合わせ、景品などをそろえ、なかなか忙しい。かつて息子たちも参加させてもらった。運動があり得意でなかった次男が力勝負で準優勝したことがあり、夏の良い思い出だった。

神社の祭事はこのあとも秋の例大祭、新嘗祭、二月の新年祭など続く。行事が継承され、子どもたちにも伝えられていることを貴重に思う。神社の社はずら子どもたちの遊びの広場だったり、高齢者の憩いの場でもある。

森羅万象が神ともいわれる日本の伝統的な考えの中で信仰の形はさまざまでも多くの人がここに集うことがとても良いことだと思う。

今年も相撲大会を終えた子どもたちは皆笑顔で帰って行った。

(函南文芸の会)

お知らせ

9月30日までに申請してください

要介護者家族介護手当・要介護者家族介護慰労金を支給します

申込み・問合せ先／福祉課 (979-8126)

介護保険の要介護認定による要介護4または5の人を在宅で介護している世帯で対象と思われる人(介護者)に、9月上旬に申請書を送付します。新規申請をする人はお申し込みください。

[要介護者家族介護手当]

○基準日

9月1日(木)

○対象(次の全てに該当)

- ①函南町に住民登録がある②要介護者と同居で生計を共にしている③要介護者が基準日前1年のうち病院または診療所に2か月以上入院することなく、6か月以上継続して在宅で介護している④特別障害者手当を受けていない⑤介護者が生活保護を受けていない

○支給額

年額 60,000 円

(要介護者家族介護慰労金受給者は対象外)

[要介護者家族介護慰労金]

○対象(次の全てに該当)

- ①函南町に住民登録がある②要介護者と同居で生計を共にしている③要介護者が病院または診療所に2か月以上入院することなく、1年以上継続して在宅で介護している④特別障害者手当を受給していない⑤介護者が生活保護を受けていない⑥平成28年度の町民税が非課税世帯⑦要介護者が申請期日前1年間に介護保険サービスを受けていない

○支給額

年額 100,000 円

(要介護者家族介護手当受給者は 40,000 円)

[共通]

○持ち物

介護者の印鑑、介護者名義の預金通帳、要介護者の介護保険被保険者証

お知らせ

8月下旬に申請書を送付します

障害・遺族年金受給者向け給付金 臨時福祉給付金を支給します

問合せ先／福祉課 (979-8172)

[障害・遺族年金受給者向け給付金]

○対象(平成28年1月1日現在で該当)

- ①平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者
- ②平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している
- ※高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)受給者は対象外

○支給額

対象者1人につき 30,000 円(1回限り)

[臨時福祉給付金]

○対象(平成28年1月1日現在で該当)

- ①函南町に住民登録がある
- ②平成28年度の町民税(均等割)が非課税
- ※扶養者が課税、生活保護の被保護者は対象外

○支給額

対象者1人につき 3,000 円(1回限り)

[共通]

○申請方法

対象者には、8月下旬から申請書を送付します。必要事項を記入、必要書類を添付のうえ9月1日(木)～平成29年2月1日(水)に返信用封筒か窓口へ申請してください。

○注意事項

- ・給付金支給を装った「振り込め詐欺」や「個人情報」の詐取にご注意ください。
- ・町や厚生労働省などがATMの操作をお願いすることは絶対にありません。

○問合せ先

- ・福祉課給付金専用ダイヤル (979-8172)
- ・厚生労働省給付金専用ダイヤル (0570-037-192) ホームページ (<http://www.2kyufu.jp/>)